第四十条の八の二第四十三項中「当該経営承継相続人等が死亡した」を「同項各号に掲げる場合（同項第二号に掲げる場合にあつては、対象非上場株式等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限る。）のいずれかに該当することとなつた」に、「当該経営承継相続人等が同条第一項」を「同条第一項」に、「に死亡した」を「に当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた」に、「死亡した日まで（同条第十六項第二号に掲げる場合（対象非上場株式等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限る。）に該当する場合には、当該経営承継相続人等が当該贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から当該贈与の日まで」を「該当することとなつた日まで」に改める。

第四十条の八の四第十四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の四第十六項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第十一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八第十九項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第十三項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八第二十二項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第二十二項第一号及び第三号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第三十項中「二年」を「同条第十四項に規定する二年」に改め、同条第三十一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「同条第十四項の」を「当該」に、「同項第一号イ」を「同条第十四項第一号イ」に改める。

第四十条の八の六第十一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の六第十三項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の六第二十二項第三号中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　法第七十条の六の七第一項　調整前美術品猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予税額をいう。）

四　法第七十条の六の十第一項　調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）

第四十条の八の六第二十九項第一号及び第三号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第三十七項中「二年」を「同条第十五項に規定する二年」に改め、同条第三十八項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「同条第十五項の」を「当該」に、「同項第一号イ」を「同条第十五項第一号イ」に改める。

第四十条の八の七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十条の七の七第一項に規定する政令で定める価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額とする。

一　法第七十条の七の五第十二項（第一号に係る部分に限る。）又は第十四項（同条第十二項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合　同条第一項に規定する特例贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額（同条第二項第八号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）

二　法第七十条の七の五第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合　同号の合併に際して交付された当該合併に係る吸収合併存続会社等（同号に規定する吸収合併存続会社等をいう。第四号において同じ。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の価額（当該合併に係る合併対価（同条第十二項第二号イに規定する合併対価をいう。）の額が同号イに規定する財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式等の価額が当該交換等対価の額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）

三　法第七十条の七の五第十二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合　同号の株式交換等（同号に規定する株式交換等をいう。以下この号及び第五号において同じ。）に際して交付された同項第三号の他の会社の株式等の価額（当該株式交換等に係る交換等対価（同号イに規定する交換等対価をいう。）の額が同号イに規定する財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式等の価額が当該交換等対価の額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）

四　法第七十条の七の五第十四項（同条第十二項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合　同号の合併に際して交付された当該合併に係る吸収合併存続会社等の株式等の価額

五　法第七十条の七の五第十四項（同条第十二項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合　同号の株式交換等に際して交付された同号の他の会社の株式等の価額

第四十条の八の十二第十項中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同項第四号中「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第七十条の六の十第一項　調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）

第四十条の九第一項、第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中「第七十条の六の七第一項」の下に「、第七十条の六の十第一項」を、「第七十条の六の七第二項第六号」の下に「、第七十条の六の十第二項第三号」を加える。

第四十三条の二第一項第一号中「区域（」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上（当該事業区域が法第八十三条第二項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」に改める。

第四十三条の三第一項第二号中「土地及び」を「土地若しくはその土地の上に存する権利及び」に、「新築又は」を「新築若しくは」に改め、「、第四号」を削り、「土地を」を「土地若しくはその土地の上に存する権利を」に改め、同項第三号イ及びロ中「の取得」を「又はその土地の上に存する権利の取得」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条第五項中「（当該土地を「（当該特定建築物」に改め、「他の土地」の下に「（土地の上に存する権利を含む。）」を加え、同条第十項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第四十四条の二第一項中「（平成三十年法律第四十九号）」を削る。

第四十六条の二第二項中「次項において同じ。）」と、同令第五十四条第三項」を「次項及び第三項において同じ。）」と、同令第五十四条第三項」に改める。

第五十条の三第三号中「又は久米島」を「、久米島又は下地島」に改める。

第五十一条の二第一項第一号ロ中「（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十八）」を削る。

第五十一条の六第一項中「「大使等」」を「大使等」に改める。

第五十二条の三第三項に次の一号を加える。

十五　株式会社商工組合中央金庫

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に、「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十三項」に改める。